

第10回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会へのお願い

平成29年12月5日
グリーンコープ連合生活再生事業推進室
常務理事・室長 行岡みち子

福岡県多重債務者生活再生事業は福岡県とグリーンコープ生協ふくおかとの協働事業として、平成20年4月から福岡県内4箇所の相談室で開始されました。多重債務相談と必要に応じてセーフティネット貸付を実施する伴走型の相談支援事業として、県民対象に画期的な内容で進められて来ました。

ところが本年9月29日に福岡県生活安全課から「来年度より事業を終了する旨の通知」を口頭で受け、10月10日には上記通知が市町村長へ、福岡県人づくり・県民生活部名で発信されました。

確かにここ数年では多重債務者の総相談件数に減少が見られましたが、昨年度より前年を上回り、今年度は10月までの相談実績から類推すると年間2400件（前年比137%）の相談件数に達する状況です。多重債務問題は決して収束する状況ではなく、むしろ銀行カードローンの利用などで相談内容は深刻の度を増しています。その様な中での事業終了通知であり、グリーンコープ生協ふくおかとしても事業の継続を要請しているところです。

福岡県の事業終了の理由は①多重債務相談が減少していること、②消費生活センターの全県的配置が終了し、そこで多重債務問題については対応可能であること、③生活困窮者自立支援の家計相談支援事業が始まり事業が重なること、などが言われています。

しかし、①多重債務相談は減少していず、むしろ増加傾向にあること、②消費生活センターのみでは対応できないものが残り、昨年は多重債務相談として31自治体に71回の出張相談会を開き市町村部での111件の面談を積み上げ、今年度はそれを上回る状態であること、③福岡県内の全ての市町村が家計相談支援事業に取り組んでいる訳ではないこと（30対象自治体中18自治体が実施）、④社会福祉協議会で対応できない多重債務者向けの貸付事業に取り組むことで多重債務問題の早期解決にもつながっていることなど、必要不可欠な事業であると考えています。協働事業でなくなれば、相談者の93.9%に当たる組合員外の福岡県民を対象と出来なくなり、市民への不利益はとて大きいと感じています。

消費者庁、金融庁としても多重債務問題対策の必要性は減少している訳ではなく、今後も必要な対策であることを再度、全国の都道府県向けに周知徹底をしていただきたくお願い申し上げます。

添付資料

1. 「福岡県多重債務者生活再生事業」について（通知） 平成29年10月10日
発行者：福岡県人づくり・県民生活部長
宛先：各市町村長

2. 「福岡県多重債務者生活再生事業」継続のお願い
発信者：グリーンコープ生協ふくおか
宛先：福岡県人づくり・県民生活部 生活安全課
3. グリーンコープ生協ふくおか生活再生相談室実績報告（平成20年～29年10月）
4. 福岡県多重債務者生活再生事業の継続を求める意見書
発信者：福岡県弁護士会
宛先：福岡県知事、福岡県議会議長、福岡県消費生活審議会会長
5. 福岡県多重債務者生活再生事業終了に係る意見
発信者：適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡
宛先：福岡県知事、福岡県議会議長、福岡県消費生活審議会会長
6. 多重債務問題の解決に向けた事業に関する要請書
発信者：福岡クレジット・サラ金被害をなくす会（ひこばえの会）
宛先：福岡県知事
宛先：福岡県議会議長（同文で別に作成されているため添付していません。）

以上

公印省略

29生安第1694号
平成29年10月10日

各 市 町 村 長 殿
(多重債務相談窓口担当課)

福岡県人づくり・県民生活部長
(生活安全課消費者安全係)

「福岡県多重債務者生活再生事業」について（通知）

平素から多重債務者対策に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記事業については、グリーンコープ生活協同組合ふくおかに委託し、これまで取り組んできたところですが、本年度をもって終了することとしております。
これまでの本事業に対する貴市町村の御協力にお礼申し上げます。
また、平成30年度以降は、住民の方への多重債務相談対応につきましては、消費生活センター・消費生活相談窓口のほか、多重債務相談を実施している関係機関をご周知いただきますようお願いいたします。

問合せ先
福岡県人づくり・県民生活部生活安全課
消費者安全係 福田
電話 092-643-3193
FAX 092-643-3169

福岡県人づくり・県民生活部
生活安全課
課長 本田 航二 様

「福岡県多重債務者生活再生事業」継続のお願い

平成29年10月16日
グリーンコープ生活協同組合ふくおか
代表理事 片岡 宏明

日頃より、生活再生事業にご理解とご支援をいただきまして、まことにありがとうございます。多重債務者や家計に課題を抱える福岡県民に対する「福岡県多重債務者生活再生事業」は、平成20年より福岡県とグリーンコープ生協による協働事業として実施してきましたが、9月29日（金）に福岡県生活安全課から「事業を終了する旨の通知」を口頭で受けました。長年に渡り、県民に対する事業として努力してまいりましたが、突然の「事業終了通知」に驚きとともに戸惑いを隠せません。そして何より、毎年約2,000人の相談を受けている実態から、福岡県内の多重債務者や家計に課題を抱えた方の貸付を伴った相談ができなくなることへの心配が沸き起こりました。日々、相談業務を行なっている相談員とも良く相談して、「やはりこの事業は福岡県の事業として継続すべきである」という考えを強くしました。その様に考えたのは以下の理由によります。

どうぞご理解をいただいて事業継続に向けてご検討をよろしくお願い申し上げます。

1、この事業が始まる歴史的な背景については次の通り。

生協はメンバーシップの組織であり、組合員以外の利用（員外利用）は基本的に認められていない。しかし、社会的な課題が増加していく中で住民に対するサービスは自治体だけではなく民間の事業体も含めて協働して行うことが必要な時代となり、その中でも非営利の事業体であり地域に根ざして事業と活動を実施している生協にはその役割を果たすことが求められてきた。

2、その様な中で平成19年に消費生活協同組合法が大規模な改正をされ、員外の利用規制が緩和された。緩和されたもののひとつに「国や地方自治体からの委託を受けて行なう事業を利用させる場合は組合員以外も利用できる」が加わり、行政だけでは担えない分野での生協の役割が期待された。

3、組合員の共済のための貸付事業は生協法改正前にもあったが組合員間（出資金）の小額の融通の位置だった。生協法改正にあわせて、これを強化するため運用規定や監督指針として詳細が定められた。強化された背景としては、多重債務問題が社会的に深刻な問題になり、国（金融庁・消費者庁）の有識者会議がまとめた「多重債務問題改善プログラム」により、①相談窓口の拡充（消費生活センターの拡充） ②顔の見えるセーフ

ティネット貸付機関の設置 ③金銭教育の充実（学校教育での実施） ④ヤミ金対策強化、が打ち出されたことがある。この内、グリーンコープの生活再生相談室が平成 18 年から始めていた生活再生事業が、対策方針②の「顔の見えるセーフティネット貸付」として高く評価された。このグリーンコープの取り組みを生協法の上記の員外利用緩和策として法的にも位置づけ整備されることになった。この時から金融庁・消費者庁の「消費者懇談会」にグリーンコープから委員を出すよう要請され、年 2 回の多重債務問題対策の検討に参加し、現在に至っている。

- 4、グリーンコープでは平成 18 年 8 月から福岡相談室（福岡市博多区）で生活再生事業を開始していた。福岡県の当時の麻生知事が国の「多重債務問題改善プログラム」の福岡県での実施に向けて生活安全課に検討開始を指示され、グリーンコープの生活再生事業との協働事業に進んだ。当初の福岡県の協力としては、県の総合庁舎（北九州・直方）の相談会場の提供、臨時相談会の実施などであったが、それでは貸付ができない（福岡相談室以外では貸付事業所の認可を受けていない）などの問題があり、麻生知事とグリーンコープの意見交換会を経過して、福岡県とグリーンコープの協働事業として福岡に加えて北九州、直方、久留米に相談室を構え、全県民対応の相談・貸付事業を平成 20 年から実施した。
- 5、多重債務者への貸付を伴った「多重債務者生活再生事業」は、この様な社会的な背景を基にして金融庁・消費者庁・厚労省（生協法改正）の動きに対応して、福岡県はグリーンコープ生協が行っていた生活再生事業を県民対象の事業にできるようにご尽力され、全国で第一番目の事業（貸付事業の実施と自治体の事業への生協の参画・委託事業による県民対象の事業）として様々な困難を乗り越えてスタートした協働事業であり、その後も倣う自治体の手本になった。この様な歴史的、特徴的な事業を突然に「終了通知」を受けることに納得ができない。
- 6、平成 27 年に施行された生活困窮者自立支援法の中の家計相談支援事業はグリーンコープの生活再生相談事業がモデルとなっている。厚労省は生活困窮者の自立に向けて貸付を伴った家計相談支援が必要との認識から、24 年に家計相談支援と貸付の二つの検討会を開催した。貸付の検討会では、金融庁、消費者庁、労働金庫、信用組合、信用金庫、グリーンコープなどが参加し検討を進めたが、金融庁の判断により貸付事業は実現しなかった。したがって、貸付は伴わない家計相談支援事業だけ検討が進み、現在の任意事業になっている。生活再生相談事業は家計相談支援事業とは別の経過を辿って現在に至っているものである。更に、家計相談支援には貸付を伴わないという点で生活再生事業に代替できないものである。
- 7、生活安全課が根拠にされている「保護・援護課が実施する家計相談支援事業と重なる」については県内全ての自治体で家計相談支援事業を実施していないため、県民全てを対象に家計相談はできないという矛盾が生じる。

8、貸付事業を行なって現在返済中の債務者・県民へ定期的な家計の見守り活動や債権の回収・管理業務は県が事業終了しても継続する。それに関わる業務は県のこれまでの委託事業と無関係ではないと考える。

9、多重債務者生活再生事業の実施の中で県内支援機関と築いてきた貴重な支援のネットワークが失われてしまう。法テラス、ひこばえの会（ヤミ金被害者支援）、消費生活センター、福岡財務支局、福岡県社会福祉協議会、福岡県内各社会福祉協議会、ひとり親家庭支援センター、労働者福祉団体、就労支援事業所、福岡県内各地域包括センター、生活困窮者自立・家計支援事業所、医療機関、賃貸住宅不動産会社、自治体の税金・年金・住宅・DVに係る部署、弁護士、司法書士、ケースワーカー、社労士等、これまで積み重ねてきたものが損失する。

10、近年の生活再生事業の相談状況をみると多重債務問題は依然深刻性を持っており、相談窓口につながるように各機関と連携してセーフティネット貸付事業を担っていく意義は大きいと考える。

(1) 相談件数・法律相談件数・貸付目的・貸付金額 一資料1

1) 相談実績は29年度も2,000件程度が見込まれ事業の価値は継続しており、代替は容易ではない。

2) 債務整理等が必要な相談事案は平成28年度273件で、面談数に対する割合は28.3%と高い。また、債務整理の内訳をみると平成28年度の自己破産の割合は41.0%を占めていて、3年前からの傾向で自己破産割合が高くなっている。債務が膨れて家計が破綻し自己破産しか選択肢がない事案が増えてきている。早期解決を図るためにも多重債務相談窓口が必要である。

3) 生活再生貸付における貸付目的区分において、過去の債務整理によって金融機関から借入できない相談者の割合が平成28年度は77%を占め、平成29年度上半期でみると82%を占めており、高いまま推移している。ヤミ金融利用の未然防止などの観点から、セーフティネット貸付窓口の存在意義が大きい。

4) 生活再生貸付の残高は現在8,600万円あり、今後も債権管理が必要である。

(2) 生活再生出張相談会 一資料2

自治体との連携による生活再生出張相談会はその目的と機能を果して実績を積み重ねている。毎年30以上の自治体と70回以上の相談会を開催して約100件の面談を行っており、自治体にとっての需要と潜在的相談者の需要は相当数存在する。仮にこの事業が福岡県の事業として終了すれば、自治体との協力関係は白紙の状態となり実施は困難になる。多重債務者や生活困窮者は自らSOSを発することが難しく、アウトリーチ型の支援が求められている。貸付を伴った相談窓口の周知活動の取り組みが無くなることは重大である。更に、福岡県の事業でなくなれば県・市・町の相談窓口一覧への紹介・掲載は期待できず、益々アウトリーチはできなくなる。

(3) 電話契機 一資料3

28年度は市町村窓口からの繋がりが23%を占めており、27年度に比べ6ポイント増え、自立相談支援窓口からの繋がりは18.5%を占め、5ポイント増えている。市町村窓口や自立相談支援事務所との連携が密になってきていることが分かり、連携がなくなる損失は大きい。

(4) 相談者の債務残高の暦年推移（平成18年度～平成28年度）—資料4

事業開始当初は消費者金融による多重債務相談がメインであったが、近年では銀行や信販のカードローンによる過剰債務を抱えた深刻な相談が多くなってきた。生活再生相談室で面談した相談者の債務残高の暦年推移をみると、多重債務相談自体が減少傾向にある中で、501万円から1,000万円までの債務残高がある相談者の割合は平成22年度から年々減少していたが、28年度には約3ポイント強増加し7.5%の割合になっている。1,000万円以上の割合についても年々減少傾向にあったものが、平成27年度が底で平成28年度には約2ポイント増加し9.8%を占めている。

(5) 日本弁護士連合会「銀行等による過剰貸付の防止を求める意見書（2016/9/16）」、日本司法書士会連合会「第80回定時総会決議（2017/6/20）」—資料5

債務整理等が必要な相談事案は改正貸金業法施行後減少したが、再び増加の兆しが見られる。特に銀行による過剰貸付について、日弁連の「意見書」、日司連の「決議」における指摘に注視すべきである。また、日弁連の意見書には、「消費者が債務の返済に窮した場合の対応としては、別途、借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネットとしての貸付け等が検討されるべきである。」と明記されている。まさに福岡県では先駆的な取り組みを実施しており、その継続意義は大きい。

11、要望

生活再生事業は福岡県の事業として継続すべきである。

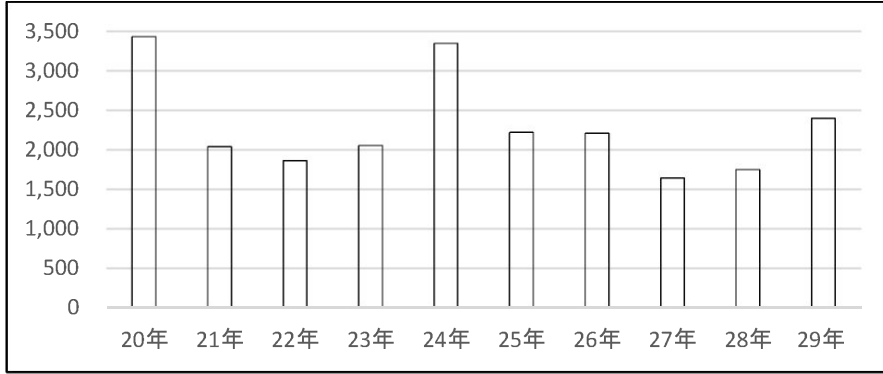
以上

グリーンコープ生協ふくおか生活再生相談室 実績報告(～平成29年10月)

(1) 総相談数(件)

年度(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
	3,431	2,038	1,863	2,054	3,345	2,219	2,208	1,642	1,747	2,400

※1,399

※10月末実績
29年度は予測

- ①20年・24年度は事業開始・マスコミ報道により急増。他年度は増減しながら26年まで一定数を維持。
 ②27年度は委託費半減により減少するもその後の周知活動により29年度には推計2400件に増加。
 ③開業累計23856件。

※10月末実績
29年度は予測

(2) 総面談数(件)

年度(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
	1,744	1,256	1,184	1,229	1,469	1,130	1,377	989	966	1,120

①29年度は推計1120件に増加。

※656

②開業累計13148件。

(3) 法律相談数(件)

年度(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年 ～10月
	852	554	404	312	267	203	274	238	273	180

①債務整理等が必要な事案は改正貸金業法完全施行後も一定数を維持し29年度も推計310件に増加。

②消費者金融の多重債務から生活費滞納へ債務内容変遷が見られ、近年は銀行を含む多重債務へ。

(4) 整理内訳の自己破産割合

年度(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年 ～10月
	15.6%	21.3%	18.8%	26.3%	32.6%	30.5%	40.1%	37.8%	41.0%	43.9%

①増加傾向が見られる。

(5) 貸付目的(件)

年度(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年 ～10月
	58%	71%	74%	79%	79%	84%	80%	75%	77%	82%

①「過去の債務整理により信用事故情報期間中の貸付」割合は高止まり。

②金融機関はもとより、どの社会資源からも借入困難の相談案件構成比が高い。

※参考値として社協紹介数(件)→

	25年	26年	27年	28年	29年 ～10月
	205	207	139	109	55

(6) 貸付数(件)

年度(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年 ~10月
	128	181	210	265	246	43	100	87	78	43

(7) 貸付金額(万円)

年度(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年 ~10月
	9,380	10,790	11,886	14,500	12,757	1,996	4,184	3,202	2,905	1,538

①開業からの累計実績は1500件、8億4764万円。

②弁済は順調に推移し、29年10月現在の残高は271件8585万円。

(8) 出張相談会

年度(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年 ~10月
面談数(件)	—	—	141	95	153	134	231	92	111	60
開催数(回)	—	—	91	87	96	107	144	72	71	74
協力自治体数	—	—	9	18	10	22	29	23	31	31

①自治体からは毎月開催等の要望があるが相談員の配置が限られているため応えられていない。

(9) 債務残高

年度(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
~100万	23.8%	28.2%	39.3%	40.1%	43.7%	44.9%	42.2%	43.7%	43.1%	—
101~300万	32.0%	28.3%	27.3%	29.5%	24.4%	26.3%	23.9%	22.9%	22.5%	—
301~500万	16.4%	12.2%	10.6%	7.1%	6.3%	8.9%	6.8%	8.7%	8.8%	—
501~1000万	12.1%	11.6%	6.9%	7.1%	7.6%	5.2%	5.0%	6.4%	7.5%	—
1000万以上	14.6%	17.7%	13.3%	12.4%	11.2%	10.0%	10.4%	7.6%	9.8%	—
不明	1.1%	2.0%	2.6%	3.7%	6.8%	4.7%	11.7%	10.6%	8.4%	—

①100万円以下区分の債務残高割合が高い中、高額割合が増しつつある。

(10)グリーンコープの家計相談支援事業がグリーンコープ生活再生相談室へあっせんを行った実績

自治体	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度 4～10月
	数(人)	数(人)	数(人)
福岡県域	19	25	8
北九州市	16	21	4
中間市	1	-	-
田川市	1	2	2
春日市	1	0	2
宗像市	0	1	-
大牟田市	0	1	1
久留米市	-	8	4
合計	38	58	21

*上記には、社会福祉協議会へあっせんを行った実績は含まれていません。

(11)自立・家計相談支援事業との連携によりグリーンコープ生活再生相談室が貸付を行った実績

	平成27(2015)年度		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度 4～10月	
	数(人)	金額(円)	数(人)	金額(円)	数(人)	金額(円)
4月	0	0	4	1,150,000	1	500,000
5月	0	0	0	0	1	41,064
6月	3	681,359	2	402,824	0	0
7月	3	1,850,000	1	100,000	3	353,480
8月	4	1,797,936	3	880,759	6	1,657,524
9月	5	1,210,180	3	1,869,002	1	770,000
10月	3	415,140	3	894,128	2	230,000
11月	2	300,000	3	913,655		
12月	2	190,000	2	350,616		
1月	3	552,524	2	445,568		
2月	0	0	4	808,869		
3月	2	300,000	4	1,528,485		
合計	27	7,297,139	31	9,343,906	14	3,552,068

上記実績の内、組合員に貸付を行った実績

	平成27(2015)年度		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度 4～10月	
	数(人)	金額(円)	数(人)	金額(円)	数(人)	金額(円)
組合員	3	1,315,320	2	782,333	1	41,064
割合	11.1%	18.0%	6.5%	8.4%	7.1%	1.2%

(12)グリーンコープ生活再生相談室が組合員からのカンパ金による相談対応を行った実績

(かさじぞう基金)

自治体	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度 4～10月
	数(人)	数(人)	数(人)
福岡市	41	24	13
糟屋郡	23	12	1
北九州(※)	26	34	24
久留米市	9	5	7
朝倉市	4	1	0
みやま市	2	1	2
筑紫野市	1	0	0
宗像市	1	0	0
太宰府市	0	1	7
春日市	0	0	1
大野城市	0	0	2
糸島市	0	1	0
古賀市	0	0	3
合計	107	79	60

※行橋と遠賀の実績が含まれている。

かさじぞう基金

相談に来られる方の中には、今日明日の生活資金に困り、食事もできない、ライフラインが止まってしまうという状況があります。

そのような状況の方に何もできないとなると、相談員の気持ちに心配が残り、それが重たいストレスになります。そこで、本当に困っている人に当座の生活資金として1万円の範囲内で次の収入まで凌いでもらえるように組合員や賛同者からカンパをお願いして「かさじぞう基金」を創り、それを相談対応の資金としています。

2017年（平成29年）11月27日

福岡県知事 小川 洋 殿
福岡県議会議長 樋口 明 殿
福岡県消費生活審議会会長 朝見 行弘 殿

福岡県弁護士会 会長 作間 功

福岡県多重債務者生活再生事業の継続を求める意見書

記

第1 意見の趣旨

福岡県は、平成20年から実施している「福岡県多重債務者生活再生事業」（以下「本事業」という。）を平成30年度以降も継続すべきである。

第2 意見の理由

1. 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課は、本年9月29日に受託者であるグリーンコープ生活協同組合ふくおかに本事業を平成29年度までで終了すると口頭で通知し、同年10月10日付で各市町村長（多重債務相談窓口担当課）宛に事業終了すると通知文を送付したとのことである。

多重債務問題は、貸金業法の改正（総量規制等）により、一時期より沈静化した。近時は、銀行等が貸金業法13条の2の適用がないことを利用して、貸金業者による保証を付した貸付を行うことにより、再び深刻化しつつある。このことを背景として、本年の本事業による相談窓口の受付件数は、前年（平成28年）の1,747件を大きく越える2,300件（9月までの実績×2）と予測される。

この2,300件という数字は、過去の平均数を上回るものであり、本事業による相談窓口が県民にとって身近な相談窓口として定着していることを示すものである。

加えて、弁護士・司法書士による債務整理等の相談件数は9月までで149件であり、年間の推計では300件となり、前年の273件を越える実績が予想される。この実態からしても、多重債務相談は減少しておらず、本事業の終了の根拠とはならない。

このように本事業による相談窓口は、多くの福岡県民が多重債務の問題解決に向けて相談を行う窓口になっているのであるから、それを閉ざすべきでない。

2. 本事業では、県内4つの相談室（福岡、北九州、直方、久留米）で相談を受けているが、多重債務者が相談に来易いように身近な自治体との連携で出張相談会が開催されている。具体的には、昨年31の県内自治体との連携により71回の出張相談会を実施し、111件の面談を受けている。

多重債務者にとって、自ら積極的に相談窓口を探すことは負担であるから、身近な

相談機会の周知はアウトリーチの取り組み・相談者の発見としても有効である。同様に出張相談会を開催している自治体の開催要望は強く、相談会の広報や会場の手配等の協力や自治体の機関との連携も図れており、無くてはならないものに定着している。本事業が終了すれば、住民の身近な相談機会が無くなるとともに、自治体にとっても継続的な支援や代替措置は容易に取れない。

したがって、県民にとって身近な相談機会を奪うべきではない。

3. 本事業は、貸付事業を中核とした事業である。貸付を行う前提として、多重債務者へのカウンセリング、アセスメントを行い、相談者の家計の状況の把握とそうなった背景を相談者と共有した上で、債務の整理を前提に家計の見直しや、滞納の解消、不足する生活資金の貸付を行っている。

このように、多重債務問題を入り口として生活全体を再生していくことを目的とする機関は少なく、支援のネットワークの中での重要な位置を占めている。かつて多重債務問題が深刻な社会問題になった時期に国の多重債務問題改善プログラムがまとめられ、その対策方針の中の顔の見えるセーフティネット貸付が重要視されたが、福岡県はこれに着目して、全国で最初に、相談・貸付・金銭教育・悪徳商法被害救済の総合的な事業として、本事業を開始したものである。

本事業による貸付を受けている相談者は、既に債務不履行状態にあり信用情報が悪化しているため、どこからも借り入れができない者が全体の貸付のうち実に82%（29年上半期）に及んでいる。このように、本事業は、多重債務者に対する貴重な貸付機関として機能している。実際、多重債務者は貸付によって問題解決を図ろうとする傾向が強く、貸付がある相談窓口で、相談者との対話により、生活上の問題点を明らかにした上での貸付を契機にする本事業による生活再建活動は、多重債務問題を解決するためには極めて有効である。

加えて、近年は、銀行のカードローンによる多額の債務が多くなってきている。平成28年度における501万円から1000万円の債務を抱えている相談者は、2年前と比べて2.5ポイント増加しているし、法律家による債務整理相談の内、自己破産の割合は43%と5.2ポイント増加していることがその傾向を表している。銀行のカードローンによる多額の債務を抱えた多重債務問題として社会的な問題になりつつあり、多重債務生活再生事業はこの問題にも対応できている。

多重債務者の生活再生は、単に多重債務者が抱えている返済不可能な債務の解消を行えば済むものではない。同時に抱えている家賃や税金、公共料金の滞納の問題や当面の生活資金の不足、学費や車検の費用の不足等、様々な問題をも解決する必要があるのである。本事業は、生活資金の貸付を行なう点で「顔の見えるセーフティネット貸付機関」として特徴あるものであり、この貸付業務を梃子にして多重債務者が抱えている様々な課題に対してカウンセリングやアセスメントを行なって各支援機関と連携して生活の再生に向かえるように伴走する事業である。このように、多重債務者の支援のネットワークの重要な位置を占める本事業を終了すべきではない。

4. 平成27年から生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援事業を中核にして

支援事業が始まっている。その中の家計相談支援事業は、家計管理により生活の課題を解決していくものとして多重債務者生活再生事業と類似している。しかし、この家計相談支援事業は県内の全ての自治体では実施しておらず、全県民対象の多重債務者生活再生事業の代替とはならない。

加えて、家計相談支援事業は貸付を伴っておらず、その意味でも代替とはならない。

多重債務者や生活困窮者の問題は生命に関わる深刻な問題である。特に、多重債務者は生活困窮状態にあり、DVや虐待、ネグレクト等の複合的な課題を抱えている場合が多い。

県民生活の安全を所管する部署は、本事業が県民に対するいわば生命にかかわる事業であることを十分考慮して、慎重な判断をすべきである。従って、本事業の重大な変更をするためには、上述の本事業の実施状況を正確に把握した上で、本事業を仮に廃止した場合に、県民生活にどのような影響が及ぶのかを慎重に検討し、代替措置が十分可能かも含めて判断するべきである。従って、本事業の存続の可否については、手続的には、一番現場を把握している受託者や福岡県消費生活審議会で、事業の方向性について検討した後に行うことが必要不可欠である。

そのような手続的配慮も欠いたまま、本事業を廃止すべきではない。

よって、福岡県は、平成30年度以降も本事業を継続すべきである。

以 上

2017年（平成29年）10月23日

福岡県知事	小川 洋	殿
福岡県議会議長	樋口 明	殿
福岡県消費生活審議会会長	朝見 行弘	殿

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援機構福岡
代表副理事長 平田 広志

福岡県多重債務者生活再生事業終了に係る意見

当機構は、消費者の権利確立を目指し、消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行うことを目的として、福岡県内の弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題に取り組んでいる団体及び個人によって2009年（平成21年）9月に設立され、2012年（平成24年）11月に内閣総理大臣より適格消費者団体としての認定を受け、消費者に対する不当勧誘行為や不当契約条項の使用などにつき、事業者に対する申入れ及び差止請求訴訟の提起などの活動を行っています。

今回、福岡県が平成20年から実施している「福岡県多重債務者生活再生事業」について、各市町村長宛に事業終了するとの通知書が送付されたことに鑑み、福岡県民にとって多重債務問題解決の受け皿となる窓口を閉ざすべきではなく、当機構として下記のとおり意見を述べることを理事会において議決いたしました。

記

1. 意見の趣旨

本年10月10日、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課から各市町村長（多重債務相談窓口担当課）宛に、福岡県が平成20年から実施している「福岡県多重債務者生活再生事業」につき、平成29年度をもって終了する旨の通知書が送付されました。

多重債務問題は、貸金業法の改正（総量規制等）により、一時期より沈静化したとは言え、いまだ根本的な解消には至っておらず、福岡県多重債務者生活再生事業のニーズは依然として高く、多くの福岡県民にとって多重債務相談の受け皿となっています。

そもそも、多債務者の生活再生には、多重債務者が抱えている返済不可能な債務の解消のみにとどまらず、家賃や税金、公共料金の滞納の問題や当面の生活資金の不足、学

費や車検の費用の不足といったさまざまな問題を同時に解決する必要があります。福岡県多重債務者生活再生事業は、多重債務者が抱えているこれらのさまざまな問題に対してカウンセリングやアセスメントを行ない、各支援機関と連携して債務者が生活の再生に向かうことのできるよう伴走する事業であり、生活資金の貸付を行なう点においては、「顔の見えるセーフティネット貸付機関」なのです。

さらに、生活困窮状態にある多重債務者は、DVや虐待、ネグレクトなどの問題を複合的に抱えていることが多く、福岡県多重債務者生活再生事業においては、これらの問題についても十分な目配りがなされており、多重債務者の支援のネットワークの重要な要となっています。

このような福岡県多重債務者生活再生事業は、全国的にも類をみないユニークな取り組みとしてこれまで高く評価されてきたのであり、福岡県を範として熊本県においても同様の取り組みがなされているところです。多重債務問題は、深刻な社会問題として騒がれた平成20年当時と比べれば沈静化したものということができますが、決して問題が解消された訳ではなく、いまだ多くの多重債務者の受け皿となっている同事業を終了させるべきではありません。

2. 意見の理由

福岡県から多重債務者生活再生事業を受託しているグリーンコープ生活協同組合ふくおかからの聞き取りによれば、多重債務者生活再生相談の受付件数は、同事業が始まった平成20年度には3,431件であったが、平成27年度には1,642件まで減少したとのことでした。しかし、9月時点における本年度の受付件数は1,167件であり、このまま推移するならば、年間の受付件数としては、昨年度を上回ることが予想されており、事業が開始された平成20年度と報道に多く取り上げられた平成24年度を除いて、最も多い受付件数になるものとされています。また、弁護士・司法書士による債務整理などの本年度における相談件数は9月時点で149件であり、年間の相談件数としては、これもまた前年度の273件を越えるものと予想されています。この状況によるならば、必ずしも多重債務相談が減少傾向にあるものということとはできず、福岡県多重債務者生活再生事業に対する県民のニーズは依然として失われていないものと考えられます。

福岡県多重債務者生活再生事業は、県内4つの相談室（福岡、北九州、直方、久留米）において相談が受けつけられていますが、多重債務者のアクセスに配慮し、他の自治体と連携して出張相談会が開催されており、多重債務者に身近な場所での相談が行われていることは、自ら積極的に相談窓口を探すことの少ない多重債務者にとって、アウトリーチの取り組みや相談者の発見としても有効であり、自治体から開催要望も強く、自治体との連携も確立しており、なくてはならない活動として定着しています。

福岡県多重債務者生活再生事業は、多重債務者へのカウンセリングやアセスメントにより、相談者の家計状況の把握とその背景を把握した後、債務の整理を前提に家計の見直しや、滞納の解消、不足する生活資金の貸付を行う点にその特徴を見出すことができます。多重債務問題を入り口として生活全体を再生していくことを目的とする機関は少なく、支援のネットワークの中において重要な要となっています。

多重債務生活再生事業においては、信用情報に載り、どこからも借り入れができない債務者への生活資金貸付が多く、これらの人々にとっては、かけがえのない貸付機関として機能しています。そして、近時、銀行のカードローンによる多重債務が社会的な注目を集めています。福岡県多重債務者生活再生事業は、この問題にも対応可能な体制にあります。

平成27年から生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援事業を中核にした支援事業が始まっており、その中の家計相談支援事業は、家計の課題を解決していくという点において多重債務者生活再生事業と類似したところがみられます。しかし、家計相談支援は、県内の全ての自治体において実施されているわけではなく、全県民が対象となる多重債務生活再生事業にとって代わるものとはなり得ないのみならず、多重債務生活再生事業のように貸付事業を伴うものでもありません。

このように、福岡県多重債務者生活再生事業は、全国的にみてもユニークな誇るべきものであり、事業を終了させるのではなく、いかにこの事業の有用性をアピールし、どのようにして全国へその取り組みを広めていくのかを考えることが望まれます。福岡県多重債務者生活再生事業を終了させるという福岡県の方針については、再考されることを切望いたします。

以上

2017年11月9日

福岡県知事 小川 洋 様

福岡クレジット・サラ金被害をなくす会（ひこばえの会）
代表世話人 弁護士 中山 篤 志同 司法書士 小原 俊 治
事務局 福岡市中央区大名2丁目2番51号 第一吉田ビル5F
電 話 092-761-8475

多重債務問題の解決に向けた事業に関する要請書

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ひこばえの会は、クレジット・サラ金被害に遭った市民の相談を受け、再びクレジット・サラ金からの借入れをすることがないようアドバイスするとともに学習会等を開催してきました。また、福岡県多重債務問題対策協議会へ構成団体として参加し、弁護士・司法書士による福岡クレジット・サラ金・ヤミ金被害対策協議会と連携を取り、ヤミ金融の一斉告発や110番、無料法律相談会の開催を行ってきました。

そこで、貴県が実施する多重債務問題の解決に向けた事業、特に「多重債務者生活再生事業」に関し、以下のとおりの要請いたします。

要請の趣旨

貴県において、内閣に設置された多重債務者対策本部が策定した多重債務改善プログラムに基づく多重債務問題の解決に向けた事業を引き続き積極的に行うとともに、「多重債務者生活再生事業」を平成30年度も引き続き実施するよう強く求めます。

要請の理由

経済・生活苦での自殺者が年間7000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が、2010年6月

に完全施行されました。

そして、改正貸金業法成立後、政府は内閣に多重債務者対策本部を設置し、同本部では、①丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化②借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供③多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化④ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定し、貴県においても、2007年から福岡県多重債務問題対策協議会を設置し、関係機関の連携を強化するなど官民が連携して多重債務対策に取り組んできました。その結果、2007年3月末時点で、5社以上の無担保消費者ローンの利用者は、171万人いましたが、2016年8月末時点で、9万人に激減するなど一定の成果が上がってきました。

しかし、内閣の多重債務者対策本部に設置された多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会では、3社以上の無担保消費者ローンを利用する利用者の数は、いまだに115万人にのぼっているとの報告がなされ、また、多重債務相談体制、自殺対策、銀行カードローン問題、ギャンブル等依存症への対応、ヤミ金融対策の今後のあり方について議論が続けられています。

また、厚生労働省生活困窮者自立支援室は、家計相談支援のあり方に関する論点として、以下の点を生活困窮者自立支援制度の課題として挙げており、福岡県内の自立支援事務所における平成28年度の家計相談事業実施率は52%にとどまっています。

○家計相談支援事業の専門的手法は、生活困窮からの脱却に不可欠であり、地方自治体の任意で行われる事業ではなく、必須とされるべきではないか。

○家計相談支援を自立相談支援事業の中でも行えるとの意見もあるが、的確な収支把握、それに基づく将来の見通しの作成、家計状況に関するモニタリング（伴走支援）といった専門的な内容までは実施できていないのではないか。

さらに、当会では、2007年以降減少傾向にあります。未だにヤミ金融からの過酷な取立に追われ、どこにも相談することができない中、死ぬことを考えて最後に当会の相談窓口を訪れた人やヤミ金融から借入の条件として、銀行預金通帳を送ることを求められ、その結果、その通帳が犯罪に利用され、自らが犯罪に荷担した者として逮捕されたり、全ての銀行口座の利用が停止され、就職や年金受給に当たって一切銀行取引ができないといった被害を訴える人たちからの相談が多く寄せられています。なお、2016年度に当会へ相談のために来所し、面談した人は202名、その内ヤミ金融からの借入があった人は132名にも上っており、未だにヤミ金融の撲滅、そして、それらの深刻な相談を抱えた相談を市町村の消費生活

センターなどにおいて十分対応し切れているとは言えない状況にあります。そして、多重債務問題改善プログラムの柱の一つである「丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化」をするためには、「多重債務者生活再生事業」において貴県が実施してきた「相談員は、相談者の多重債務問題解決のため必要に応じ関係機関への同行を行う。」といった、相談者に丁寧に安心される窓口を確保し、さらに市町村において事業を拡大していく様な貴県には施策が求められています。

以上のとおり、国、地方自治体、関係機関において、今後、よりいっそう多重債務問題解決に向けた連携と活動が求められているところ、貴県は、本年10月10日、人づくり・県民生活部生活安全課から各市町村長（多重債務相談窓口担当課）宛に、平成20年から実施している「多重債務者生活再生事業」を平成29年度をもって終了する旨の通知を发出されました。

しかし、上記のとおり、多重債務問題の解決がなされていない現状及び福岡県多重債務者生活再生事業継続の必要性に鑑み、要請の趣旨記載のとおり、貴県において、多重債務問題の解決に向けた事業を引き続き積極的に行うとともに、「福岡県多重債務者生活再生事業」を平成30年度も引き続き実施するよう強く求める次第です。

参照資料

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第9回）配布資料

以上